

【第9号議案 自治会規約の改正について】

当自治会の規約第9条には、会計は会長・副会長とは別の役員とし、任期は1期1年とするとされています。しかしながら会計の業務は複雑かつ正確性が求められます。また、年度をまたがる処理も求められます。そこで会長・副会長と同様の任期とすべく規約の改正を提案します。

また、12条の評議員の免除規定ですが、80歳以上の場合等は一律免除するとしていますが、「できる規定」とし本人の意思・状態を勘案することとします。

〈自治会規約の改正案〉

自治会規約（現規約）	自治会規約（改正規約）
第1章 総則	第1章 総則
第9条（役員の任期）	第9条（役員の任期）
<p>会長・副会長は1期2年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期4年までとする。</p> <p>2 その他の役員は1期1年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期2年までとする。</p> <p>3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員の任期が満了する時点で、次期役員が未定の場合は、役員会の合議を得て次期役員を選出する。</p>	<p>会長・副会長及び会計は1期2年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期4年までとする。</p> <p>2 その他の役員は1期1年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期2年までとする。</p> <p>3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員の任期が満了する時点で、次期役員が未定の場合は、役員会の合議を得て次期役員を選出する。</p>

第12条（ブロック及び当番）
当会の区分を30区分し、それぞれに当番を置く。なお会長、副会長、部長、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番を置くことができる。

2 当番（評議員）の選出にあたり次のいずれかに当てはまる場合は、当番（評議員）を免除する。但し、世帯主だけでなく世帯を構成する成人全員が条件に当てはまる場合である。

（1）年度当初の4月1日現在で80歳以上である。

（2）介護保険の要支援以上の認定をうけている。

（3）健康上の理由で日常的な活動が困難である。

● 現規約の部長の記入は当初より誤記載でした。

第12条（ブロック及び当番）
当会の区分を30区分し、それぞれに当番を置く。なお会長、副会長、会計、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番を置くことができる。

2 当番（評議員）の選出にあたり次のいずれかに当てはまる場合は、当番（評議員）を免除することができる。但し、世帯主だけでなく世帯を構成する成人全員が条件に当てはまる場合である。

（1）年度当初の4月1日現在で80歳以上である。

（2）介護保険の要支援以上の認定をうけている。

（3）健康上の理由で日常的な活動が困難である。